

第二編 平成21年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成21年度の個人の納税義務者数は、16年度税制改正で生計同一の妻に対する非課税措置が廃止された影響により、16年度と比べ、均等割は1.32倍で、前年度と比較すると1%の増となっている。所得割については、16年度と比べると、1.14倍で、前年度と比較すると0.9%の増となっている。

21年度の法人の納税義務者数は、16年度と比べ、均等割・法人税割共に1.07倍という伸びを示しており、前年度との比較でも均等割0.4%増、法人税割1.07%増と共に増加した。

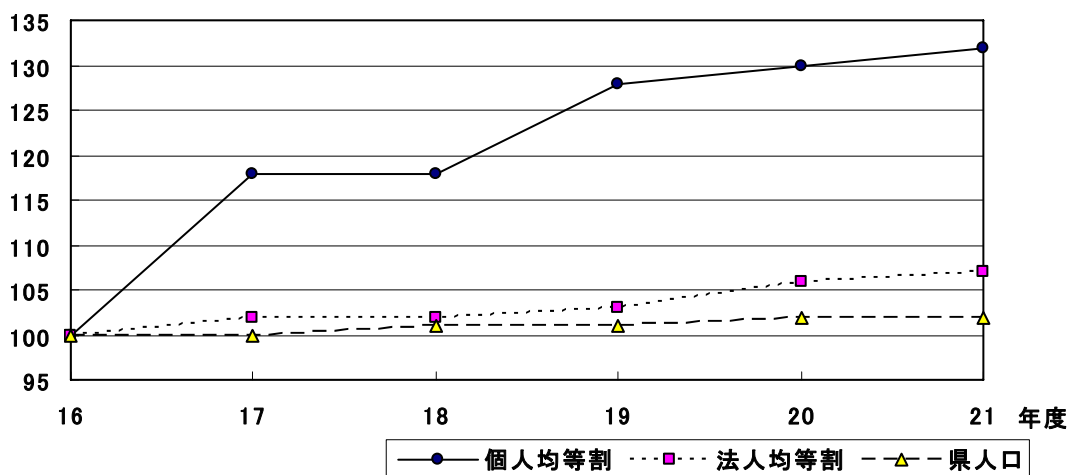
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
個人	均等割	2,291,990 (100)	2,715,137 (118)	2,715,137 (118)	2,933,618 (128)	2,984,829 (130)	3,014,236 (132)
	所得割	2,483,731 (100)	2,546,892 (103)	2,546,892 (103)	2,763,428 (111)	2,812,797 (113)	2,839,234 (114)
法人	均等割	139,651 (100)	142,252 (102)	142,252 (102)	144,307 (103)	148,200 (106)	148,845 (107)
	法人税割	136,278 (100)	137,211 (101)	137,211 (101)	141,208 (104)	144,632 (106)	146,176 (107)
参考	県人口	5,985,846 (100)	6,006,996 (100)	6,022,411 (101)	6,035,343 (101)	6,085,457 (102)	6,116,967 (102)

- (注) 1. ()内は16年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成16年を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

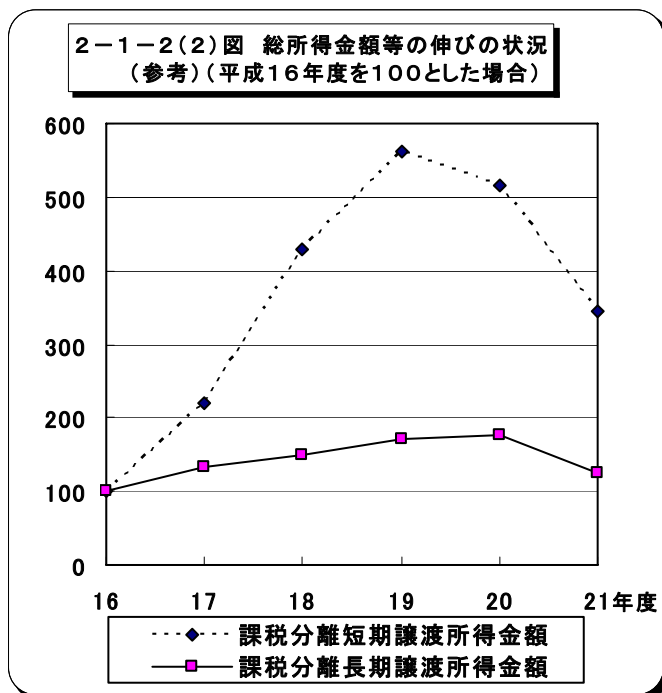
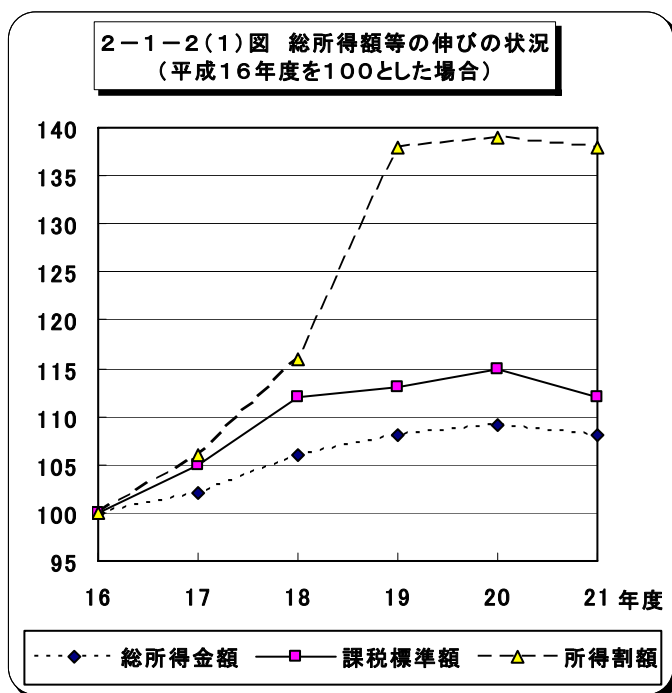
平成21年度における総所得金額等は、景気の回復傾向を受け16年度と比べて1.08倍、課税標準額については1.12倍、また、所得割額は、税源移譲及び定率減税の廃止の影響により1.38倍の増加となった。

しかし、前年度と比較すると、総所得金額等は-0.96%、課税標準額は-2.0%、所得割額についても-1.11%といずれも減少した。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調べ」第12表・第58表・第59表)
(単位:千円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
総所得金額等	9,392,110,366 (100)	9,547,059,213 (102)	9,961,118,748 (106)	10,134,276,258 (108)	10,266,322,951 (109)	10,167,873,791 (108)	
課税標準額	6,067,203,619 (100)	6,396,496,779 (105)	6,769,166,111 (112)	6,884,935,666 (113)	6,961,289,325 (115)	6,821,941,971 (112)	
所得割額	285,598,491 (100)	301,720,325 (106)	331,798,570 (116)	395,039,630 (138)	397,933,407 (139)	393,506,189 (138)	
参考	課税分離短期譲渡所得金額	666,631 (100)	1,466,702 (220)	2,863,716 (430)	3,738,713 (561)	3,431,297 (515)	2,300,552 (345)
	同上分算出税額	59,259 (100)	59,259 (100)	82,846 (140)	166,910 (282)	194,165 (328)	119,653 (202)
	課税分離長期譲渡所得金額	126,491,964 (100)	168,649,778 (133)	189,750,633 (150)	216,545,766 (171)	223,146,693 (176)	157,204,026 (124)
	同上分算出税額	4,849,299 (100)	5,570,125 (115)	6,308,539 (130)	6,356,336 (131)	6,356,336 (131)	4,609,898 (95)

(注) ()内は16年度を100とした指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額共に、給与所得者、農業所得者、その他の所得者が増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数は営業所得者以外が増加し、所得割額は農業所得のみが増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調べ」第2表)

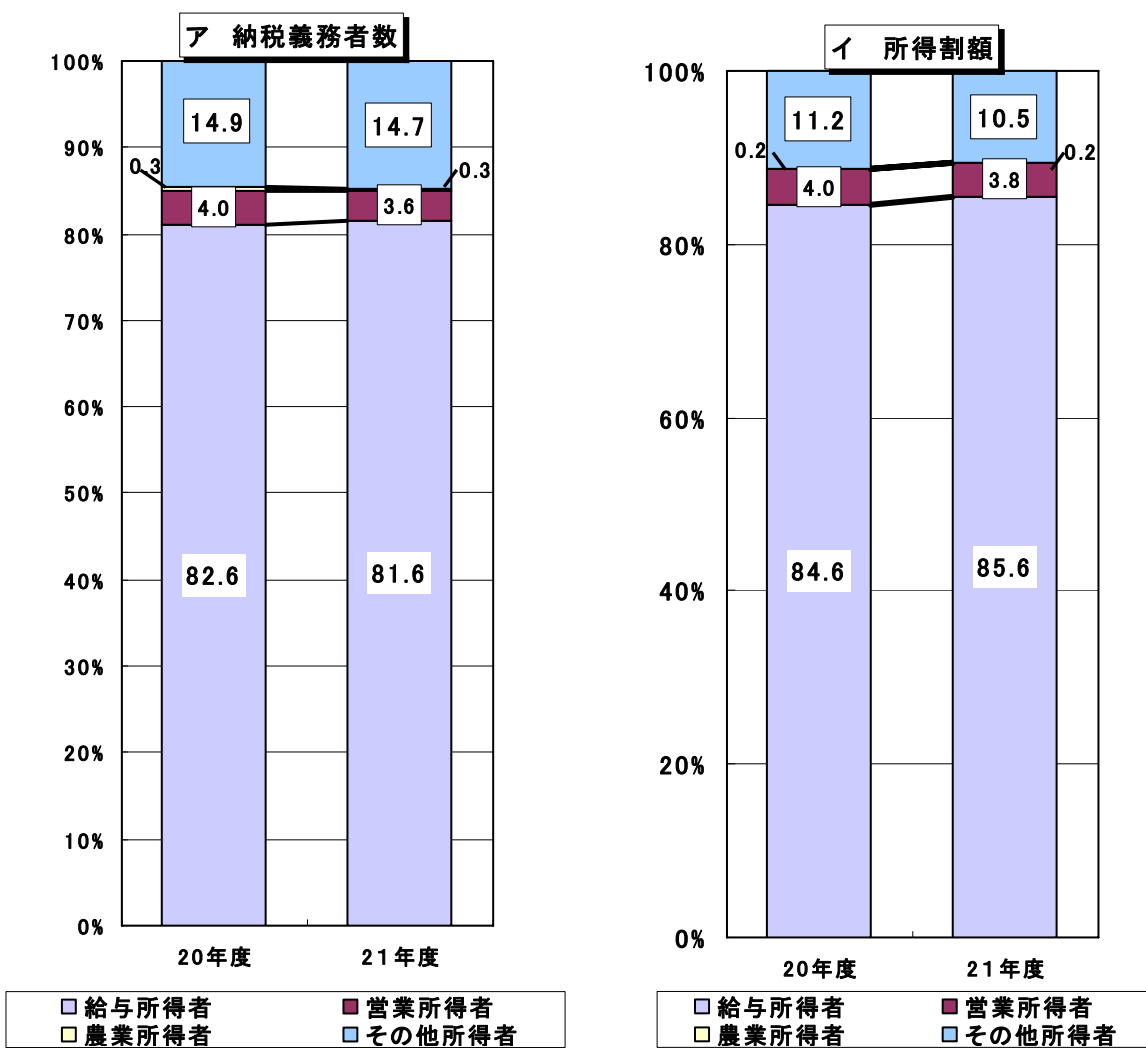
区分	納税義務者数					均等割額				
	20年度 (人)	21年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		20年度 (千円)	21年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				20	21				20	21
給与所得者	2,369,542	2,400,469	101.3	79.4	79.6	7,108,626	7,201,407	101.3	81.7	79.6
営業所得者	124,810	118,942	95.3	4.2	3.9	374,880	356,826	95.2	4.3	3.9
農業所得者	11,455	11,822	103.2	0.4	0.4	33,769	35,466	105.0	0.4	0.4
その他の所得者	460,288	464,396	100.9	15.4	15.4	1,288,021	1,393,206	108.2	14.8	15.4
家屋敷等のみ	18,734	18,607	99.3	0.6	0.6	56,031	55,821	99.6	0.6	0.6
計	2,984,829	3,014,236	101.0	100.0	100.0	8,705,322	9,042,726	103.9	101.8	100.0

2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調べ」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	20年度 (人)	21年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		20年度 (千円)	21年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				20	21				20	21
給与所得者	2,281,555	2,311,802	101.3	82.6	81.6	336,839,439	336,602,833	99.9	84.6	85.6
営業所得者	109,909	102,328	93.1	4.0	3.6	15,972,333	14,852,862	93.0	4.0	3.8
農業所得者	7,988	8,406	105.2	0.3	0.3	612,855	650,332	106.1	0.2	0.2
その他の所得者	410,454	416,698	101.5	14.9	14.7	44,511,085	41,404,485	93.0	11.2	10.5
計	2,763,428	2,834,234	102.6	101.7	100.2	397,935,712	393,010,512	98.8	100.0	100.1

また、構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成21年度においては、納税義務者数の81.6%、所得割額の85.6%が給与所得者である。前年度と比較しても、納税義務者数、所得割額共に構成比に大きな変化は見られないが、営業所得者及びその他の所得者の割合が減っているといえる。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

平成21年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は2.08%減少し、人口1人当たりの所得割額も1.62%減少した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
納税義務者1人当たりの所得割額	114,988 (100)	118,466 (103)	114,983 (100)	134,660 (117)	133,319 (116)	130,551 (114)
人口1人当たりの所得割額	47,544 (100)	50,100 (105)	54,976 (116)	65,225 (137)	65,391 (138)	64,331 (135)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	413 (100)	423 (102)	450 (109)	456 (110)	462 (112)	464 (112)
県人口 (前年12月末)	6,006,996 (100)	6,022,411 (100)	6,035,343 (100)	6,056,599 (101)	6,085,457 (101)	6,116,967 (102)

(注) ()内は16年度を100とした場合の指数である。

恒久減税後に納税義務のある者を対象としている。

